

令和3年6月からの食品衛生法の改正に伴い、新たに手続きが必要な場合があります！

必要な手続きについて、ご確認をお願いします。

	対象業種	手続き方法
<p>許可 を要する業種</p>	<p>飲食店営業など以前から許可が必要な業種に加え、新たに次のような場合は許可が必要となる可能性があります。 【新たに許可対象となる業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漬物製造業 ・食品の小分け業 ・水産製品製造業(魚の干物も含む) ・密封包装食品製造業(製造品目を問わず、食品を密封包装するもの。 (常温で保存可能なものに限る。)瓶詰のジャムなども該当する可能性があります。) 	<p>まずは、保健所にお電話ください。許可の要否を確認いたします。</p> <p>※1 許可が必要となった場合は、法令に基づく施設基準を満たした製造施設を設置していただく必要があります。 (住居の台所との兼用はできません。)</p> <p>※2 食品衛生責任者の設置も必要です。</p>
<p>届出 を要する業種</p>	<p>許可対象外の業種であっても、業として、食品の製造・加工・調理・販売等を行う場合、原則として届出の対象となります。 (以下の届出不要業種①②を除く)</p>	<p>食品営業届出に必要な事項を記入の上、保健所に提出してください。</p> <p>※1 インターネットからの電子申請も可能 ※2 食品衛生責任者の設置も必要です。</p>
<p>届出不要業種① ※公衆衛生に与える影響が少ない営業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品又は添加物の輸入をする営業 ・食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(冷蔵品は除く) ・容器包装に入れられ、又は包まれた食品又は添加物のうち、常温保存が可能なものの販売業 ・合成樹脂製以外の器具又は容器包装の製造業 ・器具又は容器包装の輸入・販売業 ・1回の提供食数が20食程度未満の給食施設 	<p>特段の届出は不要です。 当該項目に該当性については、保健所にご確認ください。</p>
<p>届出不要業種② ※食品の採取業であり、営業に含めない</p>	<p>農業及び水産業における食品の採取業 【採取業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家(生産者)が行う未加工の青果物の販売 ・農産物の簡易な加工 <p>※ 採取業への該当性の判断については、「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(令和3年4月22日付薬生食監発0422第12号)を参照ください。</p>	

◆◆関連情報◆◆

①「許可を要する業種」と「届出を要する業種」については、食品の衛生管理手法であるHACCP(ハザップ)に沿った衛生管理を行う義務があります。

[「鳥取県 HACCP」で検索](#)

②(一社)鳥取県食品衛生協会が、食品衛生責任者の養成講習会を開催しています。

[「鳥取県 食品衛生責任者講習会」で検索](#)

③インターネットを使用して届出を提出する際は、厚生労働省が管理運営する「食品衛生申請等システム」をご活用ください。

[「食品衛生申請等システム」で検索](#)

◆◆問合せ先◆◆

鳥取県倉吉保健所
生活安全課
電話: 0858-23-3117
FAX: 0858-23-4803